

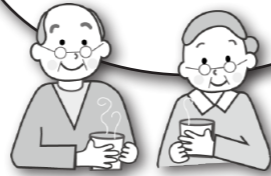
## 医療費控除を受ける方へ

▼必ず「医療費控除の明細書」を作成の上、お越しください。また、令和2年度分の申告からは、領収書だけでは医療費控除の申告に対応できなくなります。

用紙は、市・税務課または留萌税務署でお渡ししているほか、国税庁ホームページから作成することもできます。

なお、医療費のお知らせをお持ちいただくことで、明細書の記入を簡略化することが可能です。

そうなんだ！  
「医療費控除の明細書」が  
申告のときに必要なんだ  
ね。注意しなくちゃね。



年分 医療費控除の明細書【内訳書】				
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。				
住所	氏名			
<b>1 医療費通知に関する事項</b>				
医療費通知（※）を添付する場合は、右記の①～③を記入します。 ※医療費通知が発行される医療費の額等を通知する書類で、次の各項目が記載されたものに限ります。 （例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）				
(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額	円	円
<b>2 医療費（上記1以外）の明細</b>				
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円		円	円

※医療費の領収書は、必ず自宅で5年間保存しましょう。税務署から提示または提出を求められる場合があります。ご注意ください。

医療費控除の明細書は、申

## 住民税申告の手続きについて

▼1月1日現在で留萌市に住所がある方のうち、確定申告を行わない方は住民税申告が必要です。ただし、下記に該当する方は申告不要となります。

- ①所得が給与所得のみで、勤務先が給与支払報告書を市へ提出している方（※1）
- ②所得が年金所得のみで、年金支払者が公的年金等支払報告書を市へ提出している方（※1）
- ③収入がなく、次の条件いずれかに該当する方

- ・国民健康保険に加入していない
- ・後期高齢者医療制度に加入していない
- ・所得証明書、課税証明書、限度額認定証（健康保険、介護保険）を発行することがない

（※1）各支払報告書の内容に変更がある方、各控除内容に変更がある方は申告が必要です。

▼必要書類を持参の上、下記の受付会場へお越しください。

※必要書類は、確定申告の手続きと同様です。

◎市・税務課 2月16日(火)～3月12日(金)  
9:00～11:30 / 13:00～16:00（※いずれも土・日曜日、祝日を除く）

詳しくは、市ホームページ（<http://www.e-rumoi.jp/>）でご確認ください。

留萌市 税務課

検索

【確定申告に関すること】問 市・税務課 TEL 56-5004 / 問 留萌税務署 TEL 42-0661

【住民税申告に関すること】問 市・税務課 TEL 56-5004

特集



# 確定申告・住民税申告は お早めに！

2月から3月は確定申告および住民税申告の期間です。申告が必要な方は、感染症対策の上、手続きをよろしくお願いします。

問 市・税務課 TEL 56-5004

## 確定申告とは

▼所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金などの過不足を清算する手続きです。

年末調整できない医療費控除などで、払いすぎた税金が還付される場合もあります。

【確定申告が必要な方】※必要な方の一例

### ①給与所得がある方

- ・給与を2か所以上から受けており、年末調整されていない給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合など

### ②公的年金等に係る雑所得がある方

- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える場合など

ほか

## 確定申告の手続きについて

▼必要書類を持参の上、下記の受付会場へお越しください。なお、税制改正によって令和2年分の所得計算の方法が変わりましたので、ご注意ください。

◎市・税務課 2月16日(火)～3月12日(金) 9:00～11:30 / 13:00～16:00

◎留萌税務署 2月16日(火)～3月15日(月) 9:00～16:00（※いずれも土・日曜日、祝日を除く）

※感染症対策のため、必ずマスク着用の上お越しください。また、体調の優れない方の来庁はご遠慮ください。なお、混雑を防ぐためにも最少人数でお越しください（家族複数人などのご来庁はご遠慮ください）。

※留萌税務署では、感染症対策のため、申告会場では入場整理券を配布してご案内することを予定しています。詳しくは、留萌税務署（電話：42-0661）へお問い合わせください。

### 【必要書類】

- ◎マイナンバーカード（個人番号カード）、または個人番号通知カード
- ◎顔写真付き本人確認書類  
※マイナンバーカード提示の場合は不要です。
- ◎収入金額が分かる書類（源泉徴収票など）
- ◎印鑑
- ◎申告する本人名義の口座が分かるもの
- ◎その他（申告に応じた必要な確認書類）

インターネットでも  
確定申告書を作成可能



国税庁ホームページでは、所得税の確定申告書を作成し、電子申告することができます。

▲  
国税庁  
ホームページ  
QRコード

新型コロナウイルスへの感染対策のためにも、ぜひ電子申告をお願いします。